

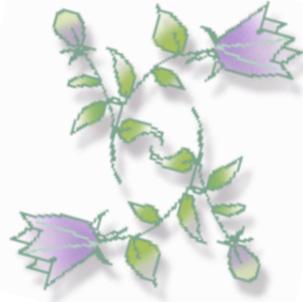
沼田市不妊治療費助成事業のご案内

♥沼田市不妊治療費助成事業について

不妊治療をされているご夫婦の経済的な負担を軽減するために、不妊治療に要した医療費の一部を助成します。

♥助成を受けるための要件

- ① 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- ② 申請日の1年以上前から夫婦のいずれかが沼田市に住所を有する者
- ③ 医療保険加入者
- ④ 市税等を滞納していない者



♥助成対象となる不妊治療

医師が認めた不妊治療で、医療保険診療及び、医療保険適用外の不妊治療です。
(注)他自治体及び本市において既に助成を受けた医療費及び申請に係る文書作成料などは、助成対象にはなりません。

♥助成内容

- ① 治療期間 : 1月1日～12月31日
- ② 助成対象額 : 不妊治療に要する夫婦負担額〔高額療養費返納額、各医療保険で不妊治療に要する費用に対し給付等がされる場合は、その給付の額を控除した額〕の2分の1(千円未満は切り捨てる。)で、年額10万円が上限。
- ③ 助成回数 : 夫婦1組に対して1年度につき1回、通算5回を限度。
(注) 転出入の助成期間 : 沼田市民である期間。転出入された方は、医療機関に申し出てください。

♥申請期間

不妊治療を受けた日の属する年の4月～翌年の2月末日までに行ってください。

- ◎ 1月から3月までに本市から転出予定の方で、助成を受けるための要件を満たしている場合は、健康課へお問い合わせください。

♥医療機関

不妊治療についての医療機関の指定はありません。



♥申請に必要な書類と留意事項♥

- ① 沼田市不妊治療費助成金交付申請書
- ② 沼田市不妊治療費助成事業医療機関受診証明書
(複数の機関にわたる場合はコピーして利用ください。)
領収書(原本)・・・証明書の領収金額と一致するものを持参ください。
領収書の金額を合計し確認してから持参ください。
(受付印を押した上でコピーをいただき、原本はお返します。)
主治医記入欄の「診療期間」について
➤ 一般不妊治療については1月1日から12月31日の間に受けた期間としますので診療期間を確認してください。
➤ 文書作成手数料は、医療機関規定の費用により個人負担となるため領収書に記載されている場合は、その額を除いた額となります。
➤ 複数の医療機関で証明が必要な場合は証明書の様式をコピーして利用ください。
- ③ 申請者(夫婦)の本人確認書類(マイナンバーカード、資格確認証、運転免許証、健康保険証、パスポート等)
- ④ 限度額認定証(持っている方)の写(コピー)を添付してください。
- ⑤ 振り込み先通帳の写し
- ⑥ 高額療養費に該当した場合は、高額療養費支給額の確認できる書類を添付してください。
- ⑦ 各種保険で不妊治療に要する給付金の証明書がありましたら必ず添付してください。
ただし夫婦の住所が異なる場合は、市外の者の住所及び婚姻関係を証する住民票の写し、戸籍謄本、市税等の完納証明書又は、非課税証明書が必要となります。

♥申請書類の提出

提出は、健康課窓口へ直接おいでください。代理の方でも申請ができます。

♥助成金の交付方法

助成金の交付決定を通知し、概ね1か月後に口座振込みとなります。

♥問い合わせ先

〒378-8501
沼田市下之町888番地
沼田市健康福祉部健康課
0278(23)2111